

# 戸籍事務を行うためのコンピュータの設置及び管理要綱

平成30年1月15日

訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県町村電算システム共同事業組合(以下「組合」という。)を構成する町村(以下「関係町村」という。)の戸籍関連事務を行うために組合が設置するサーバの管理等に関し必要な事項を定め、適正な管理運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍関連事務 戸籍法(昭和22年法律第224号)その他の法令(以下「法令等」という。)の定めるところにより町村長が管掌する戸籍、除かれた戸籍、戸籍の附票、人口動態調査票等の事務をいう。
- (2) 戸籍情報システム 北都銀行旭北事務センター(以下「事務センター」という。)に組合が設置した戸籍専用コンピュータ及び町村に設置した戸籍専用端末装置により戸籍関連事務を電算処理するシステムをいう。
- (3) 戸籍データ 戸籍情報システムで取り扱う戸籍関連事務に関する情報をいう。
- (4) 記録媒体 戸籍データが記録された磁気ディスク、光磁気ディスク、磁気テープその他の情報を記録する電磁的記録媒体をいう。
- (5) ドキュメント 戸籍情報システムに関するシステム設計書、操作説明書、運用マニュアルその他戸籍情報システムの運用管理に必要な資料をいう。

- (6) プログラム サーバ及び端末機を機能させて戸籍システムを作動させるための命令の組合せをいう。
- (7) サーバ 戸籍情報システムを使用するために、事務センターに設置し、組合が管理する正中央処理装置及び副中央処理装置により、プログラム及び戸籍データを処理し、格納する装置をいう。
- (8) 端末装置 戸籍関連事務を処理するために、サーバに専用回線で接続することにより、戸籍データを取り扱うことができる端末装置をいう。
- (9) 管理端末装置 戸籍サーバの動作管理をするために、サーバに専用回線で接続することにより、サーバ運用管理を実施することができる端末装置をいう。

(業務の範囲)

第3条 組合における業務の範囲は、サーバ、その関連設備の管理及び法令等に基づく業務とする。

(機器等の管理)

第4条 組合が管理するサーバ及びその関連設備については、盗難、破壊、火災、水害、震災その他の災害(以下「災害等」という。)に備えて、災害等による被災を防止するため適切な設置及び管理並びに予防措置を講じるものとする。

(戸籍データ等管理者の設置)

第5条 戸籍データ、記録媒体、ドキュメント等を適切に管理し、その保全及び保護に万全を期すため並びに第3条の規定に基づく業務を行うため、組合に戸籍データ等管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、組合の業務課長をもって充てる。

(管理者の責務)

第6条 管理者は、事務センターの施設管理者(以下「施設管理者」という。)に対し、サーバ及びその関連設備を設置している管理区域(以下「サーバ室」という。)への入退室を限定

し、無人の場合は常に施錠する等指示し、サーバ室への入退室について適正な管理をしなければならない。

2 管理者は、サーバ室及びサーバ室が設置されている施設(以下「施設」という。)の火災の防止、地震対策等について、施設管理者に対し適切な措置を指示し、その遵守状況について定期的に、又は随時に報告を求めるとともに、施設の点検を実施しなければならない。

3 管理者は、施設に障害等が発生した場合は、施設管理者に対し、速やかな復旧等必要な措置を求めるとともに、再発防止策を講じなければならない。

(取扱者の指定等)

第7条 管理者は戸籍情報システムの運用を実施する者(以下「取扱者」という。)を指定することができる。

2 管理者は、取扱者が処理することができる事務の範囲を明確にしなければならない。

3 管理者は、前項の規定に基づき、取扱者を識別し、その処理する事務の範囲を限定するため、当該取扱者ごとにパスワードを付与しなければならない。

4 取扱者は、サーバの使用に際して、戸籍データの保全及び保護に常に留意するとともに、個人情報保護に万全の注意を払わなければならない。

5 取扱者は、必要なときを除き、サーバを操作してはならない。

(パスワードの設定及び管理)

第8条 管理者は、取扱者に対し、サーバ及び管理端末装置を操作するために必要なパスワード(以下「個別パスワード」という。)を設定し付与するとともに、個別パスワードを管理するパスワード(以下「管理パスワード」という。)を設定しなければならない。

2 管理者は、パスワードの設定、更新等の運用方法を定め厳

重に管理しなければならない。

3 管理者は、管理パスワード及び個別パスワードを、取扱者は、個別パスワードを他人に漏らし、使用させてはならない。

4 管理者及び取扱者は、パスワードの入力等に際して、当該パスワードが他に知られることのないようにしなければならない。

(管理端末装置の管理)

第9条 管理端末装置に関する適正な管理については、組合において必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 管理者は、戸籍情報システムの運用に重大な障害その他の事故が発生した場合の対策を定めるとともに、その内容を取扱者に周知しなければならない。

2 管理者は、事故が発生したときは、速やかに事故の経緯及び被害状況を調査し、秋田県町村電算システム共同事業組合管理者及び関係町村長に報告するとともに、復旧のための措置を講じ、再発防止に努めなければならない。

(会議)

第11条 戸籍サーバの適切な運用を推進するため、戸籍サーバ運用会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、管理者が必要に応じて、戸籍サーバ運用に係わる事務について協議するため開催するものとする。

3 会議は、管理者、取扱者及び関係町村戸籍データ等保護管理者をもって組織する。

4 会議の庶務は、業務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年1月22日から施行する。